

ねんきんコーナー

国民年金保険料の追納制  
度を知りたいのか？

国民年金保険料の免除(全額免除・一部納付)・若年者納付猶予・学生納付特例の承認を受けた期間がある場合は、年金を受給する際に、保険料を全額納めた時よりも老齢基礎年金の受け取り額が少なくなります。

そこで、これらの期間の保険料は、将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、10年以内であればさかのぼって納めること(追納)ができます。

ただし、免除などの承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納する場合は、当時の保険料額に一定の加算額が上乘せされます。

また、追納する場合には、先に経過した月の分から順次納めていただくこととなります。

○お問い合わせ

本庁 住民課 住基戸籍係

☎ 4312800

佐賀支所 地域住民課 総合窓口第2係

☎ 5513701

【令和3年度中に追納する場合の額】

年 度	全額免除 納付猶予 学生納付特例	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
平成23年度の月分	15,350円	11,510円	7,680円	3,830円
平成24年度の月分	15,200円	11,400円	7,600円	3,800円
平成25年度の月分	15,180円	11,380円	7,590円	3,790円
平成26年度の月分	15,330円	11,500円	7,660円	3,830円
平成27年度の月分	15,650円	11,740円	7,820円	3,920円
平成28年度の月分	16,310円	12,230円	8,150円	4,070円
平成29年度の月分	16,520円	12,390円	8,260円	4,130円
平成30年度の月分	16,360円	12,260円	8,180円	4,080円
令和元年度の月分	16,410円	12,310円	8,200円	4,100円
令和2年度の月分	16,540円	12,400円	8,270円	4,130円

※令和元年度、令和2年度はまだ加算がつきません。※詳しくは、お近くの年金事務所までお問い合わせください。

日本年金機構 幡多年金事務所  
☎ 3411616

四国デスティネーションキャンペーン(DC)を開催します

10月から3カ月間、JRグループ6社と旅行会社の協力のもと、国内最大級の観光キャンペーン「四国デスティネーションキャンペーン(DC)」を開催します。期間中は、四国の観光スポットや新たな観光素材を求めて、全国から多くの方がお越しになります。「四国にまた行きたい」と思っただけのよう、「おもてなし」などにつきまして皆様のご協力をお願いします。

◆開催期間 10月1日(金)～12月31日(金)

○お問い合わせ 四国デスティネーションキャンペーン推進委員会事務局  
(一社)四国ツーリズム創造機構 ☎087-813-0432



しあわせぐるり、  
しこくるり。

～四国の 風・水・色を感じて～